

こども総合療育センターの短期入所・日中一時支援を利用される方へ

1 短期入所・日中一時支援とは

保護者の病気、その他の理由で、一時的に障害のあるこどもさんの介護ができない場合などに、短期間、センターでお預かりする制度です。

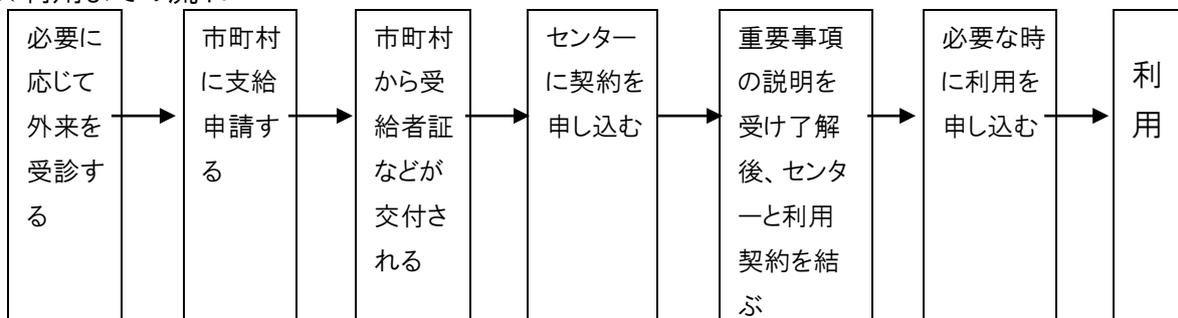
1泊2日など宿泊を伴うものを短期入所、日帰りのものを日中一時支援(市町村で呼び方が異なります)といいます。

2 利用するには

お住まいの市町村から短期入所(日中一時支援)に関する費用の支給決定を受けていただいた後、保護者とセンター(知事)が利用契約を結びます。(センター外来受診歴がないこどもさんの場合、心身の状況を把握するために、あらかじめ受診をお願いする場合があります。)

利用する際には、その都度、事前にお電話等で利用申し込みをしていただきます。(利用定員の関係等で、やむを得ず利用をお断りする場合があります。)

☆利用までの流れ



3 保護者に御負担いただく費用について

(1) 短期入所の場合

① 負担金

市町村が決定した区分に応じ、1日あたりの負担金が決まります。

(単価区分が「重心」の場合:日額2,703円、「区分3」の場合:日額766円など)

② 食費

1食につき 朝食:470円 昼食、夕食:各550円

※食事提供加算(食費に対する補助)がある場合には、これよりも低額になります。

③ 光熱費

1日につき 60円

④ このほか、歯ブラシなどをセンターから提供した場合はその費用が必要です。

また、おむつやタオル等、日常生活上必要なものは家庭から御持参ください。

(2) 日中一時支援の場合

① 負担金

市町村によって異なります。一般的には利用時間に応じて短期入所の1/4~3/4です。

② 食費

短期入所の場合と同様です。

③ このほか、歯ブラシなどをセンターから提供した場合はその費用が必要です。

また、おむつやタオル等、日常生活上必要なものは御家庭から御持参ください。

☆保護者に御負担いただく費用の詳細や利用について重要なことは、契約の前に改めて、書面にて御説明いたします。